令和8年度
省エネ家電等購入促進事業補助金

補助金交付申請の手引き

この手引きは、令和8年度省エネ家電等購入促進事業に係る補助金交付申請等の手続きについてご案内するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

●申請受付期間

令和８年４月１日（水）～４月３０日（木）　※１７時必着

※予算の範囲を超え、申請多数の場合は、抽選により交付を決定しますのでご了承ください。（先着順ではありません。）交付決定は**５月中旬**予定です。

※令和８年４月１日～令和９年２月末日までに購入・設置を完了し、実績報告を提出する方が対象になります。

●お問い合わせ先

佐渡市役所企画部　総合政策課　再エネ推進室
〒952-1292　佐渡市千種 232 番地（佐渡市役所本庁　第１庁舎２階）
電話　0259-63-3802　　FAX　0259-63-3300

令和8年4月

佐渡市役所　総合政策課　再エネ推進室

1 補助要件等

(1)補助対象者

補助対象者	・本市に令和8年4月1日時点で住民登録があること ・補助対象家電を佐渡市内店舗で購入し、自らが居住する市内の住宅に設置する個人 ・申請者又は同一世帯員が過去にこの補助金の交付を受けていないこと
その他要件	次の要件全てに該当する方が対象となります。 ① 補助事業を適正かつ確実に実施できること ② 佐渡市暴力団排除条例(平成 24 年佐渡市条例第 33 号)第2条第1号又は第2号に該当しない者

(2)補助対象家電

以下の家電のいずれか 1 種類を補助対象とします。

種類	数量	省エネ基準達成目標年度
(1) 家庭用エアコン	1台のみ	2027
(2) 冷蔵庫	1台のみ	2021
(3) LED 照明器具	複数可能	2020

※省エネルギー基準達成率が 100%以上の製品が対象です。

※対象となる家電は新品(未使用品)に限ります。

※令和8年4月1日から令和9年2月末日までに購入・設置を完了する家電が対象になります。

(3)補助対象経費・補助金額

種類	補助対象経費	補助対象経費下限	補助額上限	補助額下限
(1)家庭用エアコン	対象家電の購入価格(工事費・消費税除く)の1/2以内	4万円	3万円	2万円
(2)冷蔵庫		4万円		2万円
(3)LED 照明器具		2万円 (複数台の合計が可)		1万円

2 補助金の流れ

申請者（補助事業者）

佐渡市

① 交付申請書の提出（P3）

令和8年4月1日（水）～4月30日（木）まで

交付申請の内容に不備がある場合は、不備内容の修正依頼や追加の書類依頼を行います。これらに対応いただけない場合は、補助金を交付できませんので、速やかにご対応をお願いします。

② 交付決定通知（P3）

交付決定：5月中旬予定

③【申請日に補助事業が完了していない方のみ】
補助事業の実施（P4）

交付決定日～補助事業実施期限（R9年2月末日）までに、補助対象家電の購入を完了してください。

④【該当者のみ】
変更承認申請・承認（P4）

⑤ 実績報告書の提出（P4）

【申請日に補助事業が完了している方】交付決定後20日以内に提出してください。
【申請日に補助事業が完了していない方】対象家電の購入日から起算して20日以内、または最終提出期限：令和9年2月末日（※書類提出の場合は令和9年2月26日（金））のいずれか早い日まで（必着）に提出してください。

⑥ 確定審査

実績報告書等に不備・不足があった場合は、修正依頼や追加の書類提出依頼を行います。速やかなご対応をお願いします。

⑦ 補助金確定通知（P5）

⑧ 交付請求書の提出（P5）

⑨ 補助金の交付（支払）

3 補助金の交付申請

(1) 申請受付期間

令和8年4月1日(水)～4月30日(木) ※17時必着

予算の範囲を超え、申請多数の場合は、抽選により交付を決定しますのでご了承ください。
(先着順ではありません。)交付決定は5月中旬予定です。

(2) 申請方法

①書面による提出

次の書類を1部ずつ提出してください。

提出書類名	☑
省エネ家電等購入促進事業補助金(様式第1号)交付申請書兼誓約書	
購入家電の補助対象経費が確認できる見積書又は領収書の写し※宛名は申請者	
購入家電の型番・省エネ基準達成率100%以上が確認できるカタログ等	
【転居予定先に設置する方】 新築住宅等転居予定先の住所が確認できる書類(工事請負契約書等)	

※申請書等記載内容や提出書類に不備がある場合は受理できません。
※上記以外にも確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。

【提出先】

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所本庁 第1庁舎2階)もしくは最寄りの市民センター(旧支所・行政サービスセンター)窓口にご提出ください。

②電子申請

佐渡市電子申請システムに利用者登録いただくと、スマホから交付申請をすることができます。
→電子申請「令和8年度 省エネ家電等購入促進事業補助金 交付申請」
https://apply.e-tumo.jp/city-sado-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29545

4 補助金の交付決定

交付申請書審査後に、交付を決定した方に「交付決定通知書(様式第2号)」を通知いたします。抽選の場合は、抽選結果(当選の方には「交付決定通知書」、落選の方には「不交付決定通知書」)を通知します。

5　補助事業の実施（※申請日に補助対象事業が完了していない者）

・遅くても令和９年2月末日までに実績報告をしなければならないため、それまでに対象家電の購入をしてください。それ以降のものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

【事業内容に変更が生じた場合】

・補助金交付決定後に、補助事業の内容の変更（補助対象設備の種類変更（【例】エアコンから冷蔵庫に変更））、中止又は廃止しようとする時は、事前に申請し、市の承認を受けなければなりません。
※型番変更は変更承認申請書の提出は不要です。ただし、変更後の購入家電が補助対象外家電（省エネ基準達成率100未満等）の場合は、補助金を交付できませんので、ご注意ください。

6　実績報告書の提出

（1）報告期間

申請者	報告期限
申請日において既に補助対象事業が完了している者	交付決定の日から20日以内
申請日において補助対象事業が完了していない者	補助事業の完了の日から20日以内又は2月末日（※書類提出の場合は令和9年2月26日（金））のいずれか早い日まで

（2）提出方法

①書面による提出

次の書類を1部ずつ提出してください。

提出書類名	☑
省エネ家電等購入促進事業補助金（様式第7号）実績報告書	
補助対象経費の支払いが確認できる領収書等の写し※宛名や対象経費が確認できないものは不可（申請時に提出している場合は不要）	
【型番を変更した方】 変更後の購入家電型番・省エネ基準達成率 100%以上が確認できるカタログ等	

※領収書に補助対象経費の記載がない場合は、購入製品の本体価格の確認できる書類（請求書・売上明細票等）を併せて提出してください。
※上記以外にも確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。

【提出先】

佐渡市役所企画部　総合政策課　再エネ推進室（佐渡市役所本庁　第1庁舎2階）もしくは最寄りの市民センター（旧支所・行政サービスセンター）窓口にご提出ください。

②電子申請

佐渡市電子申請システムに利用者登録いただくと、スマホから実績報告をすることができます。

7 補助金の交付

・実績報告内容を審査した後に補助金交付額を確定し、申請者に交付額確定通知書を通知します。
・交付額確定通知後、申請者から補助金交付請求書（様式第9号）を提出いただき、指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

8 注意事項

・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、取り消した部分の補助金について返還を命ずることがあります。

9 お問い合わせ先

佐渡市役所企画部　総合政策課　再エネ推進室
〒952-1292　佐渡市千種 232 番地（佐渡市役所本庁　第1庁舎2階）
電話　0259-63-3802　　FAX　0259-63-3300　　E-mail　u-energy@city.sado.niigata.jp